

城下町長府地区歴史的施設活用調査委託業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本プロポーザルは、城下町長府地区都市再生整備計画の一環として、城下町長府地区の歴史・文化を活かし、回遊性向上に資するソフト事業を実施・提言を行う業者を選定することを目的として行います。

2 業務概要

- (1) 業務名 城下町長府地区歴史的施設活用調査委託業務
- (2) 履行場所 城下町長府地区都市再生整備計画に定める滞在快適性等向上区域
(長府苑のほか、関見台公園、下関市立美術館などの地区の核となる都市施設が集積する1km程度の歩ける範囲のエリア)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙「城下町長府地区歴史的施設活用調査委託業務基本仕様書」
(以下「仕様書」という。)のとおりに従うこと
- (5) 見積り限度額 400万円(消費税及び地方消費税を含む。)
※参考見積書の金額が、見積り限度額を超過した場合は失格とします。

3 城下町長府地区都市再生整備計画の概要

(1) 計画の背景

城下町長府地区は、多くの歴史資源や文化施設を有し、古くからの路地や土塀が残っています。

この地区において、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか空間の創出に向け、新たな散策拠点の整備や既存観光施設の利活用の検討、歩行者空間の整備など、ハード・ソフト対策の両面から、地区の歴史・文化を活かしたまちづくりを推進するために、長府苑及び下関市立美術館前広場、関見台公園等の整備により回遊性を高め、賑わいの創出を図ります。

(2) 目指す姿とコンセプト

○長府苑

- ・既存の建造物や庭園や桜などを維持保全・有効活用しつつ、市民等による多様な利活用の受け皿となるように機能向上を図ります。
- ・地区住民等が日常使いできる環境を整えつつ、観光客の誘客も視野に入れ、日常と非日常の体験が共存する特別な場所とします。

○下関市立美術館前広場

- ・芸術鑑賞後のくつろぎの場を確保するとともに、地区内へ来訪者を引き込む起点や周辺への散策を促進する拠点として、広場的機能を拡充します。

○関見台公園

- ・心地よく滞留できる施設環境を整えるとともに、戦国時代、江戸時代の防衛拠点として築かれた串崎城跡と関門海峡を望む海景などの魅力を周知し、知名度向上を図ります。

4 日程

- (1) プロポーザル実施の公告日 令和7年7月23日(水)
- (2) 参加申込書の提出期限 令和7年8月12日(火)まで
- (3) 参加資格審査結果通知 令和7年8月18日(月)までに発送
- (4) 質問の受付期間 令和7年7月23日(水)から
令和7年8月12日(火)まで
- (5) 質問に対する回答 令和7年8月18日(月)まで
- (6) 提案書提出期限 令和7年9月1日(月)まで
- (7) プレゼンテーション 令和7年9月5日(金)(予定)
- (8) 選考結果通知 令和7年9月10日(水)頃に発送

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次の申立てがなされていない者であること。
 - ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申し立て
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続きの開始の申立て
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続きの申立て
- (3) 下関市暴力団員排除条例(平成23年条例第42号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者及びこれらと密接な関係を有する者が代表者若しくは役員となっていないこと。
- (4) 下関市税及び国税を滞納している者でないこと。
なお、下関市内に本社若しくは本店又は営業所を有しない場合においては、本店所在地で市区町村税を滞納している者でないこと。
- (5) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 参加申込時点で、本業務委託に同種・類似した業務の実績があること。
- (7) 業務の実施について、委託者の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。

6 説明会及び現地確認

本プロポーザルに係る現地説明会は開催しません。

長府苑の現地確認を希望される場合は、「14 事務局」までご連絡ください。

7 参加申込手続

(1) 提出書類

参加申込書（様式1）、本業務と同種・類似した業務の実績が分かる書類。

※下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録がない者は、以下の書類も提出。証明書は、提出日の前3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

- ・下関市税の滞納が無いことを証する書類（なお、下関市内に本社若しくは本店又は営業所を有しない者においては、本店所在地の市区町村税の滞納が無いことを証する書類を提出。）
- ・代表者及び主要構成員を記載した書類（任意様式）
- ・直近1年分の決算報告書など、収支状況が分かる書類（任意様式）
- ・法人の場合は、法人の登記事項証明書（法務局が発行する履歴事項全部証明書）
- ・国税の納税義務がある者は、国税の滞納が無いことを証する書類

(2) 提出方法

持参、郵送、電子メールのいずれか。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

電子メールの場合は、項番14に定める事務局に電話で受信確認をしてください。

(3) 提出期限

令和7年8月12日（火）17時まで（必着）

(4) 提出先

項番14に定める事務局

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和7年8月18日（月）までに参加資格審査結果通知書（様式3）により、参加申込書に記載の電子メールアドレスへ送付します。
参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和7年8月20日（水）17時までに項番14に定める事務局に電話で確認してください。

イ その他 参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して、7日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができるものとします。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問

- ア 提出様式 別紙「質問書（様式2）」のとおり
- イ 提出方法 電子メール（受信確認の連絡を行ってください）
- ウ 受付期間 令和7年7月23日（水）から令和7年8月12日（火）17時必着
- エ 提出先 項番14に定める事務局

(2) 回答

- ア 回答方法 質問者が特定されない形で、ホームページ上で回答します。
- イ 回答日 令和7年8月18日（月）までに回答する予定です。
- ウ 注意事項 ①競争性の確保に影響する恐れがある内容（参加者数、参加者名等）については、回答しません。
②個別案件に係る質問や簡易な質問については、質問者のみに回答する場合があります。

9 提案書作成方法等

(1) 提出書類

企画提案書（企画内容、年間スケジュール案、広報計画案）、業務実施体制が分かる資料（任意様式）正本1部、副本10部、正本の電子データ（CD-RまたはDVD-R）1部、見積書（様式5）。

副本には、事業者名やロゴなど事業者名が特定できる記載をしないこと。

別紙 評価基準の内容を記載すること。

用紙は、日本産業規格A4判又はA3判。A3判を使用するときは、A4判のサイズに折り込むこと。

(2) 提出期限

令和7年9月1日（月）15時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

(4) 提案書の作成方法

別紙「仕様書」を踏まえ、作成すること。

(5) 提出先

項番14に定める事務局

10 審査方法

(1) 評価基準

別紙評価基準（案）のとおり。案であり、変更の可能性があります。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

ア 日 程 令和7年9月5日（金）（予定）詳細は別途連絡します。

イ 実施場所 詳細は別途連絡します。

ウ 出席者 4名以内

エ 実施時間 15分以内（セッティング・撤去に係る時間を含む。）

続いて質疑応答の時間を設けます。

オ 貸出物品 机・椅子・スクリーン・プロジェクター

上記以外の物品は企画提案者の負担において用意してください。

カ その他 プレゼンテーションの順番は、市が提案書を受理した順番とします。プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しません。

(3) 候補者の選定方法

ア 市が設置したプロポーザル審査委員会で、提案に関する意見を聴取し、評価基準に基づき評価を行います。

イ 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行います。

ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、見積書に記載の提案価格がより低い者を候補者として選定します。見積書に記載の提案価格が同一の場合は、審査委員会の多数決により決定します。多数決の結果が同数の場合は、審査委員会委員長が決定します。

エ アからウにかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には候補者として選定しません。

(4) 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション・ヒアリングに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書（様式6）により、参加申込書に記載の電子メールアドレスへ通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（しごと・事業者＞入札・契約・登録＞業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表します。

- ・所管課及び業務名
- ・企画提案者数
- ・候補者の名称及び総合点

1 1 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

1 2 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出るおそれがある情報は、契約締結後に開示するものとします。

1 3 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後辞退する時も含む。）は、辞退届（様式4）を提出してください。

(4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

カ 見積書（様式5）の金額が、見積り限度額を超過した場合

(5) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合には、本プロポーザルを中止する場合があります。

(6) 掲載内容については、必要に応じて公表・閲覧させる場合があります。

提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。

(8) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

1 4 事務局

本プロポーザルにおける事務局は以下のとおりです。

下関市都市整備部公園緑地課

担当：廣野、八木

〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号（市役所本庁舎東棟3階）

TEL：083-231-1933

FAX：083-231-1919

電子メールアドレス：tskoenry@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

1 5 施行期間

本要領は、公告日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失うものとします。